

## 評価基準（不登校デジタル支援運営業務委託）

評価項目 及び 評価基準		評価基準	基準点					配点	委員数	満点 (配点 点×委 員数)			
			評価										
			A	B	C	D	E						
			特に 優れている	優れている	普通	やや 不十分	不十分						
1 基 本 事 項	(1) 個人情報保護への対応等	①個人情報の取り扱い及びその管理に関するコンプライアンス規定等が整備されているか ②児童生徒の情報や交流の内容を保護するためのシステムセキュリティが万全であるか	5 5	4 4	3 3	1 1		10	11人	110			
		業務説明資料に基づき事業全体を理解し、適切な運営・管理方法を提案しているか	10	8	6	4	2	10	11人	110			
	計							20	11人	220			
2 事 業 に 関 す る 評 価	(1) ホームページ	①ホームページの内容は児童生徒の興味を引くような提案であるか ②不登校支援に関する情報として、分かりやすくまとめたものを配信する提案であるか	10 5	8 4	6 3	4 2	2 1	15	11人	165			
		①オンデマンド動画の制作において、児童生徒が積極的に関われるよう配慮されているか ②学習コンテンツは学習の動機付けになるよう工夫されているか	10 5	8 4	6 3	4 2	2 1	15	11人	165			
	(3) 配信、アクセス管理	①オンライン配信にかかる機器の準備、配線の仕様に問題はないか ②自宅からアクセスする児童生徒へのアカウント付与、アクセス状況の管理、配信、状況報告に係る業務がスムーズに行えるよう体制が整えられているか	5 5	4 4	3 3	2 2	1 1	10	11人	110			
		①受託者が変更になった場合のホームページ、動画、配信・アクセス管理について、システム・データ等の引継ぎに継続性があるか ②受託者が変更になった場合も子どもたちが安心して使用できる工夫がされているか	5 5	4 4	3 3	2 2	1 1	10	11人	110			
	(4) システム・データ等の引継ぎ	①子どもと関わる作業において、子どもたちが安心できる配慮をしているか ②子どもへのかかわり方にについて、温かで、つながりを築く配慮をしているか	10 10	8 8	6 6	4 4	2 2	30	11人	330			
		③不登校支援の専門的な知識及び実績があるか	10	8	6	4	2						
	計							80	11人	880			
3 そ の 他	該当なし…0点 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点	(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業のCSR活動表彰	5		3	1	0	5	11人	55			
合 計								105	11人	1155			

1 参加者が1者であっても本プロポーザルは成立する。

2 各委員の採点を集計し、合計点が693点以上（満点の60%以上）のものの中で評価点が最も高い者を受託候補者とする。なお、委員に欠席があった場合は配点に欠席者を除いた人数を乗じて得られた点数の60%以上のものの中で評価点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、「1-(1)個人情報保護への対応等」のいずれかの設問において、1人以上の委員からEの評価を受けた者は、評価点数にかかわらず受託者候補として特定しない。

3 評価点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 2-(5)「不登校児への支援」における合計点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、「1-(2)事業の運営・進行管理方法等」における合計点数が高い者を上位とする。